令和５年６月

受益者の皆さまへ

カレラアセットマネジメント株式会社

ロシア株式ファンド
信託期間延長および信託報酬率変更についてのお知らせ（予定）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ロシア株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）に関して、諸情勢により正常なロシアの株式および預託証券等（以下、「ロシア株式等」といいます。）の取引および流動性確保について状況改善の見込みが立たず、このまま当初の信託期間終了（満期）を迎えても、正常な償還を履行することができない状態です。そのため、投資信託約款第 57 条（信託期間の延長）の定めにより、下記のとおり信託期間を 10 年間延長し、正常化を待ってその後の対応を判断することを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

また、当ファンドの実際のロシア株式等の運用が行われていない間につきましては、委託会社（以下、「当社」といいます。）の信託報酬（運用管理費用）を引下げることが可能となるように信託約款の変更を行い、今後、当ファンドの運用が正常に再開された際には、当社の信託報酬を従来通りの費用に戻すことも有り得ることを勘案し、信託報酬の総額は下記のとおり投資信託約款第 42 条（信託報酬等の額）記載の率を上限とすることを予定しておりますので、あわせてご案内申し上げます。

引き続き受益者の皆さまの利益を優先的に考えて業務運営を行って参る所存です。
何卒ご理解、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．対象となるファンドの名称
追加型証券投資信託　ロシア株式ファンド

２．投資信託約款変更の内容

新（変更後）	旧（変更前）
【信託期間】 第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から令和 15 年８月 15 日まで、または第 49 条第１項、第 50 条第１項、第 51 条第１項、または、第 53 条第２項の規定による信託終了の日までとします。	【信託期間】 第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年８月 15 日まで、または第 49 条第１項、第 50 条第１項、第 51 条第１項、または、第 53 条第２項の規定による信託終了の日までとします。

新（変更後）	旧（変更前）
【信託報酬等の額】 第 42 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 151 以下の率を乗じて得た額とします。 （略）	【信託報酬等の額】 第 42 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 151 の率を乗じて得た額とします。 （略）

３．投資信託約款変更がその効力を生ずる日

令和５年７月 14 日　（予定）

４．補足説明

※下記について今後、さらに変更が予定されるときは改めてお知らせいたします。

・信託期間の延長について

信託期間を延長することにより、法令上も証券投資信託として存続し、投資家保護も継続されます。また、従来通り監査法人による監査も行われ、有価証券報告書、運用報告書、月次レポート等も提出いたします。なお、今後については、状況を総合的に判断したうえで対応いたします。

・保有するロシア株式等について

現在、ロシア株式等の評価価格はゼロとしております。今後、ロシア株式等の非居住者による取引の再開、市場の流動性の回復ならびにロシア株式等に係る証券決済や為替取引の再開等があれば、状況を総合的に判断したうえで、その評価を再度変更し、「知りうる直近の日の最終相場」とすることがございます。

・信託報酬の変更について

販売会社と受託会社の信託報酬は変更しませんが、信託約款変更がその効力を生ずる日（令和５年７月 14 日）以降は、当社の信託報酬を現行の年率 0.715％（税抜 0.65％）から年率 0.33％（税抜 0.30％）へ引下げ、信託報酬の総額を現行の年率 1.661％（税抜 1.51％）から年率 1.276％（税抜 1.16％）へ変更する予定でございます。（この変更は、重大な約款変更に相当いたしません。）

・設定解約について

現状では当ファンドの設定解約のお申込みを停止しており、今後の見通しも未だ立っておりません。しかし、今後、ロシア株式等の取引が再開され、流動性が確保されると判断したときには、有価証券届出書を提出して設定解約を再開する場合もございます。（この場合、当社の信託報酬を前述の現行の率まで引上げることもございます。）

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞
カレラアセットマネジメント株式会社　管理部
電話番号　03 - 6691 - 2017（代表）（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
＜お客様の個別のお取引内容についてのお問合せ＞
お取引先の販売会社にお問合せください。